

経済安全保障法制に関する意見

(経済安全保障法制に関する有識者会議提言を踏まえて)

2022年2月16日

公益社団法人経済同友会

代表幹事 櫻田 謙悟

副代表幹事 小柴 満信

はじめに

経済安全保障法制に関する検討が進んでいる。コロナ禍で顕在化したサプライチェーンの脆弱性や、経済に加えて半導体などの先端技術を巡る米中両国の激しい対立などに対し、各国政府が経済安全保障の強化を進める中、経済と安全保障を交えた国益保護の政策は喫緊の課題である。

今般、行政法に経済安全保障の概念を初めて盛り込むことは画期的であり、また、既存の個別業法による対応ではなく、一括法とすることは、将来の技術革新や環境変化にも速やかに対応し得るものであり評価する。

国家が経済と先端技術を国家間競争の武器として戦略的に利用する時代となった。量子、半導体、AI、宇宙、合成バイオロジーなどの先端技術は2020年代に非連続な進化を遂げると予想される。その結果、先端技術は従来の常識では考えられなかった社会変革を促し、安全保障上、ますます重要な位置を占めるようになる。経済安全保障推進法(仮称)には、こうした観点を十分に反映しつつ、自由で開かれた経済活動への配慮を求めたい。また、今回の法制化では、サプライチェーンや基幹インフラの保全によって国家の戦略的自律性を確保する「守り」の施策と、技術優位を活かして国際バリューチェーンにとって必須の技術や物資を持つことで国家の戦略的不可欠性を確保する「攻め」の施策が同時に検討された。守りを固め、世界が必要とする先端技術を経済安全保障上の国力と化すことで、日本は世界と渡り合うことができる。

このほど、経済安全保障法制に関する有識者会議による「経済安全保障法制に関する提言」が公表されたが、この法制によって強固な経済安保体制を確立する観点から、追加すべき論点を中心に、以下のとおり意見を述べる。

I. 経済安全保障法制の整備に向けて

(1) 「経済安全保障」の定義および対象範囲の明確化を

提言には、国民生活や経済活動に必須な物資のサプライチェーンや基幹インフラ、先端技術における重要分野の例示はあるものの、対象となる経済活動の範囲などは示されていない。法制化にあたっては、経済安全保障の定義とともに、規制および

支援の対象範囲を明確にし、裁量によって適用範囲が拡大する余地を排除しなくてはならない。また、罰則の具体的内容も示されていない。法案の国会提出までに議論・検討を重ねて速やかに明示すべきである。

（２）企業の自由な競争、イノベーション向上を踏まえた法制化を

提言は、自由で開かれた経済を原則とした民間主体による自由な経済活動の意義に言及している。法制化においては「経済活動の自由の確保」と「企業の自律性のため政府は過度の関与を行わない」ことに留意し、企業のイノベーションや生産性向上といった「攻めの経営」精神を挫かない整備を求める。

一方、世界秩序が大きく変化し、経済や先端技術が安全保障の対象となる中、企業も自らのサステナビリティを確保するためには、経済安全保障に対する理解を深め、企業活動に一定の制約や追加のコストが生ずることも覚悟しなくてはならない。

Ⅱ．重点４分野について

提言では、重点４分野を中心に、政策対応の基本的な考え方や新しい立法措置の基本的な枠組みを示している。これらに関し、以下の観点からの検討を求める。

（１）「サプライチェーンの強靱化」について

対象となる物資は、国民生活にとっての不可欠性や代替可能性の観点から絞り込むことに加え、重要先端技術に関係する物資も含むべきである。また、技術優位性の安定確保が重要であり、その点は法律に明記すべきである。これは、先端技術に関する政府と民間の協力関係が変化することを意味する。具体的には、強靱化の対象物資について、本来企業秘密であったサプライチェーンを政府に報告することが求められる。その一方、例えば求めに応じて備蓄する場合には政府の支援が受けられる制度が整備されるものとする。こうした国の能動的支援の方策を評価する。

サプライチェーンは、自由市場の中で想像以上に複雑化、重層化されている。その調査にはデジタルフォレンジック、テキストマイニングなどの先端デジタル技術を用いた新たな解析手法の活用を提案する。

（２）「基幹インフラの安全性・信頼性の確保」について

社会活動に欠かせない基幹インフラは、新たに設備を導入する際に国の事前審査を受けることとされた。これは事業者にとって新たな規制となるため、対象の明確化とともに予見可能性を高めることが欠かせない。具体的には、対象となる事業、事業者および設備について、どのような基準で分類するのかを法律に明記すべきである。また、提言では国際情勢の急激な変化が発生した際などに新たに事後規制を可能にする考え方が示されている。日々進化するデジタル技術が基幹インフラに使用されている現状を鑑みると、的を射た提案である。

（３）「官民技術協力」について

法の下に産学官による協議会を設置し、国が必要とするニーズと技術シーズを結

びつけ、機微技術の育成や成果の活用を一元的に検討可能にするとしたことを評価する。また、協議会が官民協力の実効性の検証や社会実装における伴走役となることにも期待したい。

さらに機微技術の調査研究を推進するシンクタンクの設置も明記された。期待される役割は、産官学の連携により、重要先端技術の進歩の「先読み」ができる体制を整えることであり、サプライチェーンに含まれる真に重要な機微技術を目利きし、戦略的に育て、守ることである。そのためには、技術インテリジェンスの強化が必要であり、それを担う先端技術に精通した産業界・学術界の人材の発掘と育成が必須である。政府には、官民技術協力の新たな枠組みに対し、科学技術関係予算の積み増しや配分の見直しなど、戦略視点に立った財政施策を求める。

(4) 「特許出願の非公開化」について

武器開発に用いられるシングルユース技術を対象に、まずはスモールスタートで特許非公開化の有効性や運用状況を見極めながら制度の確立を行うとしたことは合理的である。さらに、特許庁が発明の名称、特許請求範囲、明細書から非公開化の第一次審査をし、内閣府に設置する新組織が第二次審査を発明者との合意形成のもとに進める方式が示された。これは行政に負担がかかる制度であるが、発明者の立場からは合理的であり、迅速な審査とすべきである。また、非公開化によって発明者が被る不利益を国が補償するという考え方を評価する。

ただ、すでに多くの企業は研究開発をグローバル化しており、第一国出願を日本にするという原則は、シングルユースのみを対象にしている限りにおいては問題ないものの、将来、軍民両用のデュアルユース技術等に対象範囲を拡大する際は見直しが必要と考える。

Ⅲ．経済安全保障の強化に向けて

法制の実効性を高めるには、経済インテリジェンス機能や情報保全制度などの強化が不可欠である。経済インテリジェンスは、関係する政府機関と民間企業の人材流動性を高めるなど官民連携を強化し、多層的な情報把握を行うことが重要である。また、わが国の技術優位性を確保する観点を踏まえ、同盟国・同志国との国際共同研究を推進、強化する必要がある。その際、民間事業者も参加して先端技術共同開発を進めるうえで、機密情報の取り扱い資格者を政府が認定する「セキュリティクリアランス」を含む情報保全の仕組みが必要になる。政府は早急に検討を始め、速やかに導入すべきである。

なお、経済安全保障推進法（仮称）の成立後、規制や支援の対象、罰則などの詳細は政省令で定められる。政府には、企業活動に影響を及ぼすことのないよう、周知を徹底し、法律の施行までに準備期間を設けることができるようにするなど、丁寧な対応を求める。

以上